

国自旅第201号の2
平成28年11月 1日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
旅客課長

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。



(別添)

国自旅第201号
平成28年11月 1日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局長運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて」（平成14年1月31日付け国自旅第163号）の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取扱いについて（平成14年1月31日付け国自旅第163号）

改 正	現 行
一部改正 平成14年1月31日 国自旅第163号 平成14年1月31日 99号	一部改正 平成14年1月31日 国自旅第163号 平成14年1月31日 99号
一部改正 平成16年7月22日 国自旅第224号 平成16年7月22日 224号	一部改正 平成16年7月22日 国自旅第224号 平成16年7月22日 224号
一部改正 平成17年4月28日 国自旅第24号 平成17年4月28日 24号	一部改正 平成17年4月28日 国自旅第24号 平成17年4月28日 24号
一部改正 平成18年9月15日 国自旅第164号 平成18年9月15日 164号	一部改正 平成18年9月15日 国自旅第164号 平成18年9月15日 164号
一部改正 平成19年7月15日 国自旅第108号 平成19年7月15日 108号	一部改正 平成19年7月15日 国自旅第108号 平成19年7月15日 108号
一部改正 平成19年7月25日 国自旅第118号 平成19年7月25日 118号	一部改正 平成19年7月25日 国自旅第118号 平成19年7月25日 118号
一部改正 平成20年6月27日 国自旅第149号 平成20年6月27日 149号	一部改正 平成20年6月27日 国自旅第149号 平成20年6月27日 149号
一部改正 平成21年9月29日 国自旅第272号 平成21年9月29日 272号	一部改正 平成21年9月29日 国自旅第272号 平成21年9月29日 272号
一部改正 平成25年10月31日 国自旅第437号 平成25年10月31日 437号	一部改正 平成25年10月31日 国自旅第437号 平成25年10月31日 437号
一部改正 平成26年1月24日 国自旅第201号 平成26年1月24日 201号	一部改正 平成26年1月24日 国自旅第201号 平成26年1月24日 201号
一部改正 平成28年11月1日 <u>国自旅第201号</u>	一部改正 平成28年11月1日 <u>国自旅第201号</u>

各地方運輸局自動車交通部長 殿 殿 殿

自動車局旅客課長

各地方運輸局自動車交通部長 殿 殿 殿

自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」
(平成11年自旅第128号、自環第241号) の細部取扱いについて「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」
(平成11年自旅第128号、自環第241号) の細部取扱いについて
標記について、別紙「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可に
関する処理方針」の一部改正(平成14年国自旅第159号)を通知したところであ
るが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処
理に係る細部取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」
(平成11年自旅第128号、自環第241号) の細部取扱いについて標記について、別紙「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可に
関する処理方針」の一部改正(平成14年国自旅第159号)を通知したところであ
るが、申請事案の審査事務について、さらなる迅速化、透明化等を図るため、事案処
理に係る細部取扱いを下記のとおり定めたので留意されたい。

記

1. 許可 (略)
 (2) (略)
 (3) 事業用自動車
 (イ) リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、
 (2)について当該契約に係る契約書の提示又は写しの添付をもつて、使用権原を有するものとする。
- (ロ) 運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があることについては、定期点検整備に係る概算見積書の写し、宣誓書などの添付をもつて確認することとする。
- (5) ~ (11) (略)
2. (略)
 3. (略)
 4. (略)
 8. (略)
 別添様式 (略)

1. 許可 (略)
 (2) (略)
 (3) 事業用自動車
 (イ) リース車両については、リース契約期間が概ね1年以上であることとし、
 (2)について当該契約に係る契約書の提示又は写しの添付をもつて、使用権原を有するものとする。
- (ロ) 運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があることについては、定期点検整備に係る概算見積書の写し、宣誓書などの添付をもつて確認することとする。
- (5) ~ (11) (略)
2. (略)
 3. (略)
 4. (略)
 8. (略)
 別添様式 (略)

記

(2)について当該契約に係る契約書の提示又は写しの添付をもつて、使用権原を有するものとする。

(ロ) 運輸開始までに道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備を実施する計画があることについては、定期点検整備に係る概算見積書の写し、宣誓書などの添付をもつて確認することとする。

(5) ~ (11) (略)

2. (略)

3. (略)

4. (略)

8. (略)

別添様式 (略)

日バス協業第342号
平成28年11月2日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 上杉 雅彦

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取り扱いについて」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理について」の細部取り扱いについて」の一部改正について、国土交通省自動車局旅客課長より通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 川合・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016